令和8年4月21日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業

重 要 事 項 説 明 書

株式会社あゆみ
あゆみ愛グループホーム

〒671-1242
姫路市網干区浜田96
ＴＥＬ：079-273-1008～9
ＦＡＸ：079-273-1008～9

１．事業主体概要

法人名	株式会社あゆみ
代表者	代表取締役　角倉　和也
所在地	〒671－1242　兵庫県姫路市網干区浜田96番地
ＴＥＬ	079-273-1008
ＦＡＸ	079-273-1009
設立年月日	平成19年4月13日

＜法人の理念＞

「人生は正しくよりも、楽しく生きる。老いは楽しむためにある。人生は深みを増して。」をうたい文句とし、すべての利用者の皆様が、その人らしい生活を送って頂くために、人としての尊厳を大切にし、地域に愛され信頼される施設づくりを目指します。

＜関連の事業＞

指定居宅介護支援事業
あゆみ愛居宅介護支援事業所　（事業者番号：2874004449）

指定（介護予防）訪問介護事業
ケアライフあゆみ愛　（事業者番号：2874004456）

指定（介護予防）通所介護事業
あゆみ愛デイサービスセンター（事業者番号：2874005123）

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業
あゆみ愛小規模多機能（事業者番号：2894000526）

指定（介護予防）福祉用具貸与事業及び特定(介護予防)福祉用具販売事業
あゆみ愛福祉用具（事業所番号：2874011006）

２．事業所概要

名 称 あゆみ愛グループホーム

＜目 的＞

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境

の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援します。

＜運営方針＞

本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳をもって接するように努めます。

管理者	井上　和子
同	渡邊　未雪
開設年月日	平成23年4月1日
指定年月日	平成23年4月1日
事業所番号	2894000286
所在地	〒671-1242　兵庫県姫路市網干区浜田95-1
ＴＥＬ	079-273-1109
ＦＡＸ	079-273-1009
保険の加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 介護保険・社会福祉事業者総合保険
交通の便	浜田口バス停より徒歩2分

＜主な設備の概要＞

居室全18室
トイレ全6箇所
浴室全3室
台所全2室

３．職員体制と職務内容等

（１）管理者　２名

職員と業務の管理、基準遵守のための指揮命令、利用申込みの調整、サービス実施状況の把握

（２）計画作成担当者　２名

介護サービス計画の作成

（３）介護従業者　８名以上

日常生活全般にわたる介護サービスの提供

４．勤務体制（２ユニット）

（１）昼間（７：００～２０：００）の体制 ６名以上
（２）夜間の体制 ２名以上
夜勤　　１７：３０～９：３０（１名以上）
準夜勤　２２：００～７：００（１名以上）
夕勤　　２０：００～２２：００（１名以上）

５．利用定員
定員：１８名（１ユニット ９名）×２ユニット

６．サービス及び利用料等
（１）保険給付サービス
食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等。
上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。
但し、入居後３０日に限り、下記金額に１日あたり３１円割増になります。
（２）保険対象外サービス
下記のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。
料金の改定は理由を付して事前に連絡します。

＜入居時にかかる費用＞
入居金 ¥0

＜1日にかかる費用＞
居室の提供（家賃）　1日¥2,000　1ヶ月¥60,000
光熱水費　1日¥　600　1ヶ月¥18,000
食事の提供　1日¥1,500　1ヶ月¥45,000
（朝食：¥300　昼食：¥600　おやつ：¥150　夕食：¥450）
※食材料費は月々お預かりさせて頂き、4月1日～翌3月31日までの実費で清算させて頂き、7月までに返金させて頂きます。

（１）介護費（左が1日あたり、右が1月あたり）
要支援２（1割）¥　760 / ¥22,800
（2割）¥1,519 / ¥45,570
（3割）¥2,279 / ¥68,370
要介護１（1割）¥　764 / ¥22,920
（2割）¥1,527 / ¥45,810

（3割）¥2,291 / ¥68,730
要介護２（1割）¥ 799 / ¥23,970
（2割）¥1,598 / ¥47,940
（3割）¥2,397 / ¥71,910
要介護３（1割）¥ 824 / ¥24,720
（2割）¥1,647 / ¥49,410
（3割）¥2,470 / ¥74,100
要介護４（1割）¥ 840 / ¥25,200
（2割）¥1,679 / ¥50,370
（3割）¥2,519 / ¥75,570
要介護５（1割）¥ 857 / ¥25,710
（2割）¥1,714 / ¥51,420
（3割）¥2,571 / ¥77,130

短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日あたり)

要介護１	792円（1割）	1,594円（2割）	2,376円(3割)
要介護２	829円（1割）	1,657円（2割）	2,486円(3割)
要介護３	853円（1割）	1,706円（2割）	2,559円(3割)
要介護４	870円（1割）	1,740円（2割）	2,610円(3割)
要介護５	887円（1割）	1,773円（2割）	2,659円(3割)

（２）介護費の加算

＜1日単位の加算＞（特に記載がない限り、左が1日あたり、右が1月あたり）

初期加算
（1割）¥31 / ¥930 （2割）¥61 / ¥1,830 （3割）¥92 / ¥2,760

入院時費用加算(1月最大6日まで)
（1割）¥250 （2割）¥499 （3割）¥749

医療連携体制加算（I）-ハ
（1割）¥38 / ¥1,140 （2割）¥75 / ¥2,250 （3割）¥113 / ¥3,390

看取り介護加算(死亡日)
（1割）¥1,298 （2割）¥2,596 （3割）¥3,894

看取り介護加算(死亡日の前日と前々日)
（1割）¥690 （2割）¥1,379 （3割）¥2,069

看取り介護加算(死亡日以前4日以上30日以下)
（1割）¥146 （2割）¥292 （3割）¥438

看取り介護加算(死亡日以前31日～45日以下)
（1割）¥73 （2割）¥146 （3割）¥219

サービス提供体制加算（Ⅰ）
（1割）¥23 / ¥690　（2割）¥45 / ¥1,350　（3割）¥67 / ¥2,010
サービス提供体制加算（Ⅱ）
（1割）¥19 / ¥570　（2割）¥37 / ¥1,110　（3割）¥55 / ¥1,650
サービス提供体制加算（Ⅲ）
（1割）¥6 / ¥180　（2割）¥12 / ¥360　（3割）¥18 / ¥540
認知症専門ケア加算（Ⅰ）
（1割）¥3 / ¥90円　（2割）¥6 / ¥180　（3割）¥9 / ¥270
認知症専門ケア加算（Ⅱ）
（1割）¥4 / ¥120　（2割）¥8 / ¥240　（3割）¥12 / ¥360
夜間支援体制加算（II）
（1割）¥26 / ¥780　（2割）¥51 / ¥1,530　（3割）¥76 / ¥2,280
若年性認知症受入加算
（1割）¥122 / ¥3,660　（2割）¥244 / ¥7,320　（3割）¥365 / ¥10,950
新興感染症等施設療養費(1月1回、連続する5日を限度とする）
（1割）¥244　（2割）¥487　（3割）¥730
＜1月単位の加算＞
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）
（1割）¥41　（2割）¥81　（3割）¥122
口腔衛生管理体制加算
（1割）¥31　（2割）¥61　（3割）¥92円
退去時相談援助加算
（1割）¥406　（2割）¥812　（3割）¥1,217
協力医療機関連携加算
（1割）¥102　（2割）¥203　（3割）¥305
退去時情報提供加算
（1割）¥254　（2割）¥507　（3割）¥761
高齢者施設等感染対策向上加算（I）
（1割）¥11　（2割）¥21　（3割）¥31
認知症チームケア推進加算（I）
（1割）¥153　（2割）¥305　（3割）¥457
生産性向上推進体制加算（I）
（1割）¥102　（2割）¥203　（3割）¥305
生産性向上推進体制加算（II）
（1割）¥11　（2割）¥21　（3割）¥31
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　（介護費+各加算）×18.6%

介護職員等処遇改善加算（II）　　（介護費+各加算）×17.8%
＜その他の加算＞
栄養スクリーニング加算（6ヵ月に1度）　¥50

（３）その他の費用
受診は原則、ご家族さまでお願いします
複写物の交付 ¥10 / 枚
レクリエーション・クラブ活動等 ・・・ 利用料金･材料代等の実費

（４）料金の支払方法
あなたが当施設に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月10 日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、15日までにお支払い下さい。支払方法は、窓口支払い、指定口座自動引落とし、銀行振込のいずれかを申し込みの際に選んでください。

（５）その他
あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、姫路市の窓口に提出して差額（介護保険適用部分の9 割）の払い戻しを受けてください。

７．協力医療機関
（１）協力医療機関名　久保内科
兵庫県姫路市網干区浜田799-34
ＴＥＬ：079-274-1966
たつの市立御津病院
兵庫県たつの市御津町中島１６６６
ＴＥＬ：079-322-1121

協力歯科医院　　とみた歯科医院
兵庫県姫路市網干区浜田164-3
ＴＥＬ：079-273-6988
（２）入居前からの主治医の交代を望まない方に関しては上記の限りとせず、ご家族とご相談の上、対応いたします。

８．入院時の対応

（１）医療機関に入院中の居室確保

入院期間中の居室代と水光熱費をお支払いただきます。

入院が30日以上となる時は基本的に退去の対象となります。

９． 重度化した場合における（看取り）指針

（１）看取り介護を行う事業施設

株式会社あゆみ

指定認知症対応型共同生活介護事業所　あゆみ愛グループホーム

（２）ターミナルケアについての基本理念

　入所者の重度化に伴い、終末期を終の住処として看取りの介護を希望された方に対し、看取り介護を行うために必要な「医療」「人」「介護空間」を提供し、具体的には、医療連携体制（医療と施設とのオンコール）を実施し、適切な介護空間において、身体的および精神的ケアや、痛みや苦痛を緩和する介護技術を獲得した看護・介護職員による看取り介護を、可能な限り住み慣れた施設で受けることができるように最大限に努め、これらを持って尊厳あるターミナルケアを目指します。

（３）医療連携体制について

利用者が可能な限り継続してあゆみ愛グループホームで生活できるように、日常的な健康管理を行い、医療ニーズが必要となった場合に医療面からの適切な指導、援助を行います。また緊急時には、24 時間の連絡体制を整えて、医療との連携を行います。

（４）あゆみ愛グループホームにおける重度化した時及び看取り介護の具体的支援内容

① 身体状況の変化の把握
　各職種からの情報収集により、食事摂取状況や日常生活動作、バイタルサインの確認などにより早期の発見と対応に努める。

② 各職種（介護支援専門員・医師・看護師・社会福祉士・介護職などの参加によるカンファレンスを開催して介護・看護について計画書の修正あるいは変更を行う。

③ 主治医より、病状の説明を行い、今後の治療方針（インフォームドコンセント）と、希望する終末期をイメージする支援を行う（病院で可能な限りの延命治療を受けたい。もしくは施設において看取り介護を決定す

る）

＊　医療機関に入院することを希望された場合は、入院に向けた支援を行う。

＊　入院期間中の居室代は利用者負担とする。

④　ご本人とご家族の意向を踏まえ、ターミナルに向けてプランを作成する。

身体的ケア

：医療体制、点滴・酸素吸入が必要とされる場合の確認とその他の医療処置の確認を行う。

：栄養と水分量の確保（食べる楽しみをどこまで維持し支援できるか）

：清潔（口腔ケア・入浴・部分浴・清拭・必要な被服の更衣や寝床空間の清潔を含む）

：排泄（尿意便意のある方に対する適切な排泄ケアと便秘に関する調整など）

精神的ケア

：疼痛ケア

：コミュニケーション（感情の表出を助ける）を重んじる。

：環境整備（ご本人の趣味の物を置くなどの生活空間、またはプライバシーの確保・室温空調などに関して配慮する）

＊　ご家族に対しての支援（精神面や負担感に配慮しながら、十分に看取りの介護に精神面で参加していただけるような支援を行う）談話室・宿泊や付き添いに関する支援。

⑤　看取り介護の同意と同意書作成（別紙参照）

⑥　看取り介護の取り組みと実施。変化する状態に応じた介護・看護についての計画書の修正と変更を行い、ご家族・ご本人へ説明と同意を得る（記録の整備）

⑦　臨終時と死後の対応（エンゼルケアその他死装束などの準備・死亡診断書の作成・葬儀に関する情報提供・遺留品の引き渡しについての検討を行う）

（５）看取り介護について

看取り介護の開始は、医師により、医学的知見において、回復の見込みがないと判断し、ご家族・ご利用者に病状説明および判断内容について説明を行い、利用者、もしくはご利用者の意思を代弁できる者が終末期を当該施設で過ごすことの同意を受けて実施するものとする。

（６）全職員が、看取り介護に関する共通認識を持ち、一定の研修を設ける。
：ターミナルケアの実践に係る知識と理解
：苦痛に関する緩和ケア・精神的ケア
：ターミナル期の介護方法および技術
：緊急時対応、および急変時の連絡ルートの理解
：報告・記録の整備
：インフォームドコンセントについて
：状態観察（バイタルチェックなど）死の看取り
：エンゼルケア
：死亡診断書について、手続き等に関する理解
：儀礼上の留意事項
：葬儀に関する情報提供について
：遺留品・金品の引き渡し事項について

（７）入院・外泊期間中における居室確保と居住費については、負担して頂きます。食費については請求いたしません。

（８）責任者を明確にする。
管理者　井上　和子または渡邊　未雪を夜間および緊急時連絡の責任者として明示する。不在時は施設長角倉和也が対応する。

１０．入居・退去等
（１）利用者の条件
次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。
① 要支援２以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
③自傷他害の恐れがないこと。
④常時医療機関において治療をする必要がないこと。
⑤本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に賛同できること。
（２）連帯保証人等の条件・義務
連帯保証人を１名以上定めさせていただきます。
連帯保証人は、契約上の債務について契約者と連携して責任を負うことになります。また、事業所が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業所と協議し、身上監護に関する決定、利用者の引き受け、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

連帯保証人の債務の極度額は50万円とします。
（３）契約の解除
１）利用契約者による解除
文書で３０日の予告期間を置いて通知することにより、いつでも契約解除ができます。
２）事業所による解除
以下の場合は、一定の予告期間をおいて契約を解除することがあります。
① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を１ヶ月分滞納したとき。
②伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。
③利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業所が判断したとき。
④利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

１１．サービスの利用方法
(1) 利用開始
　当事業所に入居申込書を提出して下さい。当事業者の担当職員があなたのお宅に伺うか、あゆみ愛グループホーム内にて身体状況等を確認させて頂き、入居の可否を判定させて頂きます。
　その後、当事業者の共同生活介護の内容等についてご説明します。
　この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業者の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

１２．非常災害時の対策
サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。非常災害に備え、年２回以上の避難訓練を行います。
防 火 管 理 者　　犬賀　美穂
種別　甲種　修了証番号　25152

１３．秘密の保持と個人情報
（１）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び事業所の従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
（２）従業者に対する秘密の保持について
就業規則にて従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務はあります。
（３）個人情報の保護について
事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
１４．衛生管理
（１）衛生管理について
事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。従業者の健康管理を徹底し、従業者の健康状態によっては、利用者との摂食を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。

１５．運営推進会議の概要
（１）運営推進会議の目的
認知症対応型共同生活介護に関しての活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。
（２）委員の構成
利用者、利用者の家族、地域の代表者（町内会役員、民生委員、地域福祉推進員など)、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員等の中から選任します。
（３）開催時期
原則２ヶ月に１回、偶数月に開催します。

１６．高齢者虐待防止について
　高齢者虐待防止等のための取り組み

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。
①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
③従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１７．事故発生時の対応
当施設において、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じるとともに、管理者に報告し、速やかに利用者の家族等に連絡を行う。また、事故の状況及び事故に際してとった処遇について記録する。

１８．身体的拘束等について
（１）身体的拘束等の禁止
事業所及びサービス従業者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動（以下「身体的拘束等」）を制限しません。
（２）緊急やむを得ない場合の検討
緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか、管理者・計画作成担当者・介護職員で構成する「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行います。個人では判断しません。
①当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
②身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
③身体的拘束等が一時的であること。
（３）家族への説明
緊急やむを得ない場合は、予め利用者の家族に身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
（４）身体的拘束等の記録
身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

（５）再検討
身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い「身体

拘束廃止委員会」で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

１９．苦情処理の体制

（１）苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応方法に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

（２）事業所苦情相談窓口 月曜日～金曜日 ９：００～１８：００

管理者氏名：井上　和子

同　　：渡邊　未雪

電話番号：079-273-1109

（３）行政機関苦情相談窓口

姫路市長寿介護保険課 姫路市安田４丁目１番地

電話番号：079-221-2923

受付時間：９：００～１７：００（土日祝除く）

兵庫県国民健康保険団体連合会　介護保険課　苦情相談係

神戸市中央区三宮町１丁目9-1-1801

電話番号：078-332-5617

受付時間：８：４５～１７：２０（土日祝除く）

２０．情報開示事項の掲示

事業所の運営規定、利用契約書、重要事項説明内容等の主要な事柄について情報開示事項としてまとめ、かつ、それを事業所の見やすいところに掲示します。

２１．サービス利用に当たっての留意事項

面会	８：００～２０：００（面会時間以外の場合はお電話下さい）
外出、外泊	２日前まで所定の用紙にて申し出て下さい。
飲酒	飲酒は節度をわきまえて他人に迷惑をかけない程度とする。
喫煙	弊社敷地内は禁煙となります。
所持品	入所時に要相談。
宗教	自由。
宗教活動	他人に迷惑を及ぼすことは禁止します。
ペット	原則的に個人での飼育は禁止。
物品の斡旋販売	管理者の許可が必要。
その他	職員への心づかいは、固くご遠慮致します。

２２．利用者の権利・義務

（利用者の権利）

入居者及び家族、もしくはその代理人（以下利用者という）は、本契約の締結に伴い、以下の権利を有します。なお、利用者は、これらの権利を行使することによって、いかなる不利益をも受けることはありません。

（１）法の下に平等であり、個人として尊重され、プライバシーを保持し、尊厳を維持する権利

（２）生活及び提供を受ける介護サービスにおいて、個人の自由や趣味、嗜好が尊重される権利

（３）入居者の主体的な決定が尊重される権利

（４）必要に応じて適切な介護を受ける権利

（５）必要に応じ、適切な医療を受けることについての援助を受ける権利

（６）提供を受ける介護サービスをはじめ、生活の全般にわたり、疑義もしくは異議のあるときは、苦情を申し立てる権利

（７）あらゆる暴力や虐待を受けない権利

（８）身体的、精神的な拘束は当然のこととして、いかなる拘束をも受けることのない権利

（９）通信の秘密が守られ、自由に外部との交流が図れる権利

（１０）安全と衛生が保たれ、健全な環境下で生活する権利

（１１）個人の思想、信条、宗教、性別、年齢等による差別を受けない権利

（１２）選挙権の行使、その他社会生活上で必要となる行為を行う権利

（１３）その他、事業者との契約により定められた事項が守られ、もしくは行使できる権利

２３．利用者の義務
利用者は、当施設内での生活及び介護サービスに関して以下の義務を負います。
（１）職員や他の入居者と協力し、当施設の理念の実現にむけての活動に取り組む義務
（２）入居者の健康状態や能力についての情報を正しく事業者に提供する義務
（３）他の利用者、訪問者及び職員の有する権利を不当に侵害しない義務
（４）提供を受けた介護サービスに異議がある場合には、速やかに事業者もしくは第三者機関の苦情受付窓口に知らせる義務
（５）その他、特段の事情がないかぎり、当施設の定めた規則やルールに従って生活する義務

２４．サービス利用にあたっての禁止事項
事業者は、職場においてハラスメント防止に取組み、従業者が働きやすい環境づくりを目指しています。ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することがあります。
そのため、サービス利用にあたり、次の各号を禁止事項といたします。
（１）事業者の従業者に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの行為
（２）セクシャルハラスメントなどの行為
（３）サービス利用中に職員を写真撮影・録画・録音等をしたものを無断でSNS等に掲載すること
（４）事実無根や法的根拠ないサービス等を要求すること、または暴力的・侮辱的な方法によりサービス等を要求すること
（５）要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当であり、それらによって従業者の就業環境が害される一切の行為

２５．録音の実施
（１）録音の目的
面接や会議等の場面において、記録の正確性を保つため、お話の内容を録音させていただく場合があります。録音した内容は、支援内容の振り返りや、関係職員間での情報共有を行う際に、より正確で適切な支援につなげるために使用します。
（２）録音データの取り扱い
録音データは個人情報として扱い、利用目的の範囲内で適切に管理・使用します。

重要事項説明書の説明年月日　　令和　　年　　月　　日

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）」第１０８条により準用する第９条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所名　あゆみ愛グループホーム
所在地　　兵庫県姫路市網干区浜田95-1
代表者名　代表取締役　角倉和也
電 話　　079-273-1109
あゆみ愛グループホーム

説明者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

利 用 者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

署名代行者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私（共）は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、連帯保証人としての責任と義務を理解し、誠実に履行します。

連帯保証人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

関　係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿